

# 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題等について、現行制度の貸与の原則や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点を踏まえた検討を行う。

※令和4年9月に、検討の方向性等が記されたこれまでの議論の整理をとりまとめた。

## 【検討事項】

- ①福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討 ②福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策  
③福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 等

## 【開催スケジュール】

開催時期	開催回	概要	開催時期	開催回	概要
令和4年2月17日	第1回検討会	福祉用具の現状と課題に関する意見交換	令和4年5月26日	第4回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論 ②、③
令和4年3月31日	第2回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論 ①	令和4年7月27日	第5回検討会	これまでの議論の整理
令和4年4月21日	第3回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論 ①	令和4年9月5日	第6回検討会	これまでの議論の整理

## 【構成員】（順不同・敬称略）

名前	所属	名前	所属
安藤 道人	立教大学経済学部 准教授	七種 秀樹	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
石田 光広	稲城市 副市長	田河 慶太	健康保険組合連合会 理事
岩元 文雄	一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 理事長	田中 紘太	株式会社マロー・サウンズ・カンパニー 代表取締役
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会 常任理事	野口 晴子	早稲田大学政治経済学学術院 教授
岡田 進一	大阪市立大学大学院 生活科学部 教授	花岡 徹	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
小野木 孝二	一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長	東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
久留 善武	一般社団法人 シルバーサービス振興会 事務局長	別所 俊一郎	東京大学大学院経済学研究科・経済学部 准教授
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長
近藤 和泉	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長		

## 63. 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討

### ③ 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討

進捗状況 (遅れている場合はその要因)	今後の取組方針
<p>63について</p> <p>a 医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、現役との均衡の観点から、2020年の医療保険部会のとりにまとめにおいて、「<u>判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに留意する必要があること（中略）から、引き続き検討すべきである</u>」とされた。</p> <p>b 介護保険における「現役並み所得」等の判断基準の見直しについて、介護保険部会における2019年12月の取りまとめにおいて、「<u>「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準については、利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当である。</u>」とされた。</p> <p>③について</p> <p>医療療養病床に入院する65歳以上の患者の居住費については、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、入院時生活療養費において、<u>平成29年より、当該患者の医療区分によらず光熱水費相当額の自己負担を求めることとしたところ。</u></p>	<p>63について</p> <p>a <u>左記の医療保険部会におけるとりまとめを踏まえ、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することや、本年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し（一定以上所得のある者への2割負担導入）の施行の状況等を注視する必要があることに留意しつつ検討。</u></p> <p>b <u>左記の介護保険部会におけるとりまとめも踏まえ、2024年度から始まる第9期介護保険事業計画期間に向けて、給付と負担の在り方について、本年末の取りまとめに向け、介護保険部会等で検討。</u></p> <p>③について</p> <p>居住に係る費用負担については、<u>医療療養病床と介護保険施設における負担の公平や年金給付との調整の観点等も踏まえつつ、引き続き検討。</u></p>

# 現役並み所得の判断基準について

## 現役並み所得区分の判定基準

- ① 国保・後期高齢者医療制度加入者の場合は、**課税所得145万円以上** かつ、
- ② **収入額の合計が単身383万円以上、世帯520万円以上**

区 分	判定基準	負担割合	外来のみの 月単位の上限額 (個人ごと)	外来及び入院を合わせた 月単位の上限額 (世帯ごと)
			現役並み所得	課税所得145万円以上 年収単身約383万円以上、複数約520万円以上
一定以上所得	課税所得28万円以上 年金収入 + その他の合計所得金額が 単身約200万円以上、複数320万円以上	2割	18,000円 〔年14.4万円〕 負担増加額3,000円以内 (令和4年10月～令和7年9月)	
一般	課税所得28万円未満 住民税が課税されている世帯で「一定以上所得」以外	1割	18,000円 〔年14.4万円〕	57,600円 <多数回該当：44,400円>
低所得Ⅱ	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円超		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円以下			15,000円

→ 現役並み所得を有する後期高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっている。